

事務連絡
令和8年4月2日

産後ケア事業実施施設 各位

菊川市子育て応援課長

菊川市産後ケア事業の実施について（お願い）

日ごろより、本市の母子保健行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
本市では、市民の方が契約施設以外で産後ケア事業を利用される場合、一度利用料の全額を自己負担していただきますが、市が定めた方法により、費用の一部を助成することができます。つきましては、利用者の経済的負担の軽減及び適切な支援の実施のため、ご協力いただきますようお願い申し上げます。ご不明点等ございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

記

1. 対象者

利用日に菊川市内に住所がある出産後1年未満の母親及びその乳児（自宅で養育が可能な乳児）であって、以下に該当する方

- ・令和8年4月1日以降に菊川市が契約している施設以外で産後ケア事業を利用した方
- ・産後ケア事業を受ける前に利用申請をし、産後ケア事業利用承認通知書を受け取った方

2. 菊川市産後ケア事業の内容

利用種別	利用種別の説明	支援内容
短期入所型	母子が施設に宿泊し、ケアを受ける。必要な回数の食事を提供される。 利用時間は原則として初日の入所時間を10時とし、退所日の退所時間を18時とする。	相談 ・母親の保健指導、栄養指導 ・母親の心理的ケア ・適切な授乳ができるためのケア ・育児の手技についての指導及び
通所型（1日）	母子が施設に通所し、ケアを受ける。1食以上の食事を提供される。 利用時間は原則として、8時間以内とする。	
通所型（短時間）	母子が施設に通所し、ケアを受ける。利用時間は原則として2時間以内とする。	
居宅訪問型	居宅への訪問によりケアを受ける。利用時間は原則として2時間以内とする。	

※利用時間・食事回数は目安となりますので、利用者と協議の上実施をお願いします。

※上記内容に該当しない支援は助成の対象外となる可能性があります。

3. 実施方法

(1) 利用前の確認

利用者から、「産後ケア事業利用承認通知書」「産後ケア事業実施結果報告書」を受け取ってください。本通知の「2. 菊川市産後ケア事業の内容」を参考に、利用者と支援内容の確認をお願いします。

(2) ケアの実施

安全に留意し、ケアの実施をお願いします。

(3) 利用後の処理

①「産後ケア事業利用承認通知書」の「産後ケア実施機関記入欄」及び「産後ケア事業実施結果報告書」をご記入いただき、2点を利用者へお渡してください。

②費用の全額を利用者から徴収してください。

③領収書、利用明細書等を利用者へお渡してください。

※利用者が本市へ助成の申請をする際に必要となります。

4. 留意点

- ・利用者に支援が必要と判断される場合や至急報告すべき事案が発生した場合には、速やかに本市へ電話連絡をお願いします。
- ・産後ケア事業に要する費用につきましては、消費税は非課税扱いであることが消費税法で定められておりますので、利用料は非課税の額としてください。
- ・明細には利用料に含まれない別途料金（ガソリン代やキャンセル料など）、多胎児加算などを必ず明記してください。

問い合わせ先

〒439-0019

静岡県菊川市半済 1865 番地 菊川市総合保健福祉センター プラザけやき

子育て応援課こども相談係 産後ケア事業担当

電話：0537-35-0955

メールアドレス：kosodate@city.kikugawa.shizuoka.jp